

Press Release

宮崎労働局発表 令和2年11月18日(水) 【照会先】

 宮崎労働局
 雇用環境・均等室

 室
 長
 狭間
 美恵

 監
 理
 官
 中玉利
 浩治

 室
 長
 補
 佐
 清水
 謙一

 (電
 話)
 0985(38)8821

報道関係者 各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

~説明会の開催および特別相談窓口の開設等~

厚生労働省では、12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、職場のハラスメントをなくし、みんなが気持ちよく働くことができる職場環境をつくる気運を盛り上げるため、集中的な広報・啓発活動を実施することとしています。

宮崎労働局(局長 名田 裕)では、事業主等を対象とした「職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会」を開催するほか、労働者や企業の担当者からの相談に対応する「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設します。

<「職場のハラスメント撲滅月間」の内容>

1 「職場におけるハラスメントの防止対策等に関する説明会」の開催 (別添資料1)

開催年月日	会場	定員
令和 2 年 12 月 9 日 (水) 14:30~16:30	延岡総合文化センター(小ホール) 延岡市東浜砂町 611-2	200名
令和 2 年 12 月 16 日 (水) 14:30~16:30	都城市ウエルネス交流プラザ 都城市蔵原町 11 街区 25 号	200名
令和 2 年 12 月 23 日 (水) 14:30~16:30	宮崎市民文化ホール(大ホール) 宮崎市花山手東3丁目25-3	400名

※当日取材でお越しの際は、事前に当局までご一報いただきますと幸いです。

2 「<u>ハラスメント対応特別相談窓口</u>」の開設 (令和2年12月1日 (火) ~令和3年3月31日 (水)) (別添資料2)

【相談受付内容】

- ■職場における、妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントの相談
- ■職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについての相談

【相談対象者】

■労働者や事業主等

【開設場所等】

宮崎労働局 雇用環境・均等室 (8:30~17:15) 宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎4階 Tm0985-38-8821 (参考)時間外の相談は、<u>厚生労働省委託事業</u>でメール・電話での相談受付あり

3 「職場のハラスメント対策シンポジウム」(厚生労働省委託事業)

■シンポジウムの開催概要

○学識経験者による基調講演、企業の労務担当者によるハラスメント対策の事例 紹介等

■配信年月日

令和 2 年12月 9 日 (水) 14:00~16:20 *要事前申込

■申し込み方法等詳細ホームページ

(別添資料3)

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium

主催:宮崎労働局

職場におけるハラスメントの防止対策等に 関する説明会 開催案内 ~~~~

説明内容

- ▶ 令和元年度宮崎労働局に寄せられた労働相談(10,935件)のうち、ハラスメント関係(パワハラ、セクハラ・マタハラ等)が1割(1,114件)を占めている。当該ハラスメントに係るハラスメントの防止対策について
- ▶ 令和2年4月1日から順次施行されている「パートタイム・有期雇用労働 法」(同一労働・同一賃金等)(※注)について
- ▶ 両立支援等助成金(※注)について

(※注) 10月21日の改正育児介護休業法等説明会で説明した内容と同様となります。

日時・場所

宮崎会場(定員:400名)

場所 宮崎市民文化ホール(宮崎市花山手東3丁目25-3)

延岡会場(定員:200名)

場所 延岡総合文化センター(延岡市東浜砂町611-2)

都城会場(定員:200名)

場所 都城市ウエルネス交流プラザ(都城市蔵原町11街区25号)

- (注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下のご協力をお願いいたします。 なお、感染状況によっては、説明会を中止又は延期することがあります。
 - ・定員に達した場合は参加をお断り又は人数制限する場合があります。
 - ・感染拡大地域からの参加はご遠慮願います。
 - ・マスクの着用をお願いします。なお、症状がない場合も、必ずマスクを着用して下さい。
- ・発熱や風邪の症状等、体調が優れない方は出席をお控えください。なお、発熱がある方については参加をお断りする場合があります。
- ・こまめな手洗い・消毒にご協力願います。

【締切り】11月20日(金)まで

裏面の申込み用紙をFAXしてください。



【問合せ先】宮崎労働局 雇用環境・均等室





厚生労働省委託事業

職場でのハラスメントに 悩んでいませんか?

がた。 ない。 ま

妊娠・出産・ 育児休業・ 介護休業等に関する ハラスメント









パワハラ パワー ハラスメント



●受付時間:月曜~金曜 12:00 ~ 21:00 / 土曜・日曜 10:00 ~ 17:00



メール相景 24時間受付・5営業日以内に返信予定。 パソコン・携帯電話・スマートフォンからも受け付けます。

●受付フォーム https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan

•メールアドレス mail@harasu-soudan.mhlw.go.jp



電話相談 (事業主、人事労務担当者向け)

会社内でハラスメントが起こり、対応にお困りの事業主の方の相談はこちら

- 予約受付フォーム https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/denwa-soudan/
- ●事前メールによる完全予約相談受付
- 1相談1回の弁護士による無料電話相談 000



(委託運営)

職場におけるハラスメントのことで お悩みの方、お困りの方、 ハラスメント悩み相談室へご相談ください!

例えば、このようなことで お困りではありませんか?



- ●仕事中に性的発言を度々する上司に困っている
- 先輩が食事やデートの執拗な誘いを やめてくれない
- 上司に妊娠を報告したら、代わりの人を雇うので 辞めてもらうしかないと言われた
- ●育児休業について上司に相談したら 昇給はないと思えと言われた
- ●同僚の前で上司から無能扱いする言葉を受けた
- 自分ひとりだけ部署の食事会に誘われない





相談無料

匿名可

プライバシ 膨守

門家が電話・メールから相談を受け付けます

ハラスメント悩み相談室

こんな情報も提供しています

- ●職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業・ 介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントとは?
- ●必要があれば関係機関をご案内 など



宮崎労働局では、雇用環境・均等室に

ハラスメント対応特別相談窓口を開設します!

開設期間:令和2年12月1日(火)~令和3年3月31日(水)

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください!

たとえば・・・

働く人

セクハラについて社内の 相談窓口に相談したら

「それくらいのことは我 慢しろ」と言われた。

育児短時間勤務をしていたら 同僚から

「あなたが早く帰るせいで、 まわりは迷惑している。」と何 度も言われ、精神的に非常に苦 痛を感じている。

> 長時間にわたって、繰り返し執拗 に叱られてつらい。

企業の担当者

妊娠・出産・育児休業等に 関するハラスメントの相談 を受けたが、会社として どうすればよいのだろう。

セクハラや妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置は、会社としてなにをする必要があるんだろう。 パワハラも対策に含めた方がよいのだろうか?

セクシュアルハラスメント(セクハラ)とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗(しつよう)な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

パワーハラスメント(パワハラ)とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの<u>職場内での優位性</u>を背景に、<u>業務の適正な範囲</u>を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が 行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない(契約社員の場合)といっ た行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人 企業の担当者 企業の担当者

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。
- 働<人 企業の担当者 ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか?
 - ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、 均等法などに違反しますか?
 - ・・・などのご相談にも対応します。

都道府県労働局があなたのお力になります!

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください!! 相談は無料です!



- Q. どのような相談ができますか?
- A. 職場でのセクシュアルハラスメントや、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護 休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントについてご相談いただけます。職場でのパ ワーハラスメントについてもご相談いただけます。
- O. 女性しか相談できませんか?
- A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。
- O. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか?
- A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停などを行っています。

宮崎労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

- ◆宮崎労働局 雇用環境・均等室
- ◆受付時間 8時30分~17時15分(閉庁時刻)
- ※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。
- ※就職活動中の学生からのハラスメント相談にも応じています。

電話番号 0985-38-8821

住 所 宮崎市橘通東

3丁目1番22号

宮崎合同庁舎4階

